

長崎県立大学の競争的研究資金等の管理・運営に関する基本方針

平成20年4月1日

一部改正 平成27年4月1日

一部改正 令和2年2月4日

(目的)

第1 この基本方針は、長崎県立大学（以下「本学」という。）における競争的研究資金等の使用に関し、法令その他本学の定める規則等を徹底及び遵守するとともに、職員等の意識の向上及び責任ある競争的研究資金等の管理・運営体制の整備・充実に努めることを目的とする。

(定義)

第2 この基本方針において、競争的研究資金等とは国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、寄附金、共同研究費及び受託研究費など本学において管理する全ての公的研究費をいう。

(責任体系)

第3 本学は、組織として競争的研究資金等を適正に管理・運営する責任体制をとるものとし、責任者を置き、次のとおりその責任と権限を定める。

- (1) 最高管理責任者は、学長とし、大学全体を統括し、競争的研究資金等の管理・運営について、最終責任を負う。
- (2) 統括管理責任者は、研究担当副学長とし、最高管理責任者を補佐する。
- (3) 研究コンプライアンス推進責任者は、各学部長、各専攻長、各研究科長、大学事務局長及びシーボルト校事務局長とし、各学部、各専攻、大学事務局及びシーボルト校事務局における競争的研究資金等の管理・運営について、実質的な責任を負う。

(ルールの特典化等)

第4 本学は、競争的研究資金等に係る事務処理手続きについて、常に検証を行い、ルールの特典化、統一化を図るとともに、職員等に対し、周知徹底を図る。

2 競争的研究資金等の事務処理手続きに関する大学内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

(職務権限の特典化)

第5 競争的研究資金等の事務処理に関する権限と責任を明確にし、それに応じた決裁体制を構築する。

(競争的研究資金等の管理)

第6 競争的研究資金等は、公的資金で成り立っていることを認識し、その目的に沿った使用及び説明責任を果たすべく、常に適正な管理を行う。

(競争的研究資金等の機関管理の特典化)

第7 研究者個人の発意で提案され採択された競争的研究資金等であっても、本学の規則等に則

り競争的研究資金等の機関管理を徹底し、適正な管理を行う。

(事務職員の責務等)

第8 事務職員は、専門的能力をもって競争的研究資金等の適正な執行を確保しつつ、本学の効率的な業務遂行を目指した事務を行う。

2 本学は、事務職員の専門的能力の向上を図るため、研修等を実施する。

(調査等の実施)

第9 学内外からの不正使用の申立て、情報の提供及び内部監査等により、競争的研究資金等の不正使用に係る調査が必要と認められた場合は、公正かつ透明性の高い仕組みによる調査を行う。

2 競争的研究資金等の不正使用に係る調査の仕組みを整備する。

(不正防止計画の策定)

第10 競争的研究資金等の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握・分析し、不正防止計画の策定を行う。

(競争的研究資金等の適正管理)

第11 競争的研究資金等の適正な運営・管理を図るため、第10で策定した不正防止計画を最高管理責任者自らが率先して推進し、着実に実施することにより、適正な競争的研究資金等の使用に努める。

(不正使用通報窓口の設置)

第12 競争的研究資金等の不正使用に関する学内外からの申立てを受け付ける不正使用通報窓口を設置する。

2 不正使用通報窓口の運営にあたっては、申立者を保護する方策を講じる。

(監査体制の充実)

第13 最高管理責任者の下に内部監査部門を置く。

2 内部監査部門は、監事及び会計監査人との連携を図り、実効性のある監査を実施する。

附 則

この基本方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月4日教育研究評議会協議)

この基本方針は、令和2年4月1日から施行する。